

住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む 税制抜本改革の提言（案）

平成 22 年 7 月 ○ 日

我が国の財政は、国・地方の債務残高が先進国で類を見ないほど累増し、一層深刻さを増している。地方は、平成 22 年度は地方交付税が 1.1 兆円増額されたものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されていない。

「中期財政フレーム」を踏まえ、今回改めて地方財政の試算を行った結果、一般財源総額が同額であるとしても、地方の財源不足額は平成 25 年度には最大 10.4 兆円に拡大し、基金も枯渇に至るなど、住民に不可欠なサービスを維持できるかどうかの瀬戸際に立たされる。

もとより、不断の行革努力は当然であるが、地方は国をはるかに上回る歳出削減を行っており、行革努力のみでは増大する社会保障等の行政サービス需要に対応できない。また、身近なサービス水準の更なる切り下げや廃止を行えば、住民生活が立ち行かなくなり、国民の理解を得ることは困難である。

我が国経済がいまだ順調な回復軌道に乗ったとは言い難い現状においては、まずは新成長戦略を大胆に実行することに全力を挙げるべきであるが、根本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であり、地方においては、少子高齢化や地域主権改革の進展の下で、住民が安心して暮らすことができる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠である。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

- (1) 今後、社会保障をはじめ住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革に取り組むべきである。

地方消費税の引き上げは、経済状況の好転を前提に低所得者等の負担にも配慮しつつ、消費税を含む税制の抜本改革の中で実現を図るべきである。

各都道府県においても、住民の理解が得られるよう、さらなる行革を断行するとともに、国に対し徹底した無駄の排除を求めていく。

- (2) 地方消費税は、少子高齢化や地域主権改革の進展に伴い増大する地方の役割を十分に踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準を確保すべきである。

特に、地方は、社会保障給付に対する応分の負担に加え、地方独自のサービスを含め、医療・介護・保育など雇用創出効果の高い現物給付を担っており、国・地方を通じた「強い社会保障」の実現のためには、地方消費税の引き上げを通じた安定財源の確保が不可欠である。

- (3) 都道府県知事は、市町村長とも連携して、国・地方がおかれている状況を分かりやすく説明し、消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、国民の理解を得ていく運動を推進する決意である。

国政においては、税制の抜本改革の具体化に当たり、「国と地方の協議の場」の活用等により、地方の実態を踏まえた十分な検討を国民に開かれた形で行うことを強く求める。